

法律名	建築基準法
施行	昭和25年 改正H15年 改正頻度が高いので要注意
目的	この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする（第一条）
対象者	工場や施設などの建物を建設したり改築・増築する場合
規制対象事業規模	特にない（10m ² 以上）
規制内容	<p>バイオマス工場の建物を建てる場合は、都市計画区域においては、用途地域であれ非用途地域であれ確認申請を出さねばならない。都市計画区域指定がない地域でも確認申請を出さねばならない自治体もあるので、申請を出すものと考えた方がよい。申請を出すに当たってチェックすべき主な項目は以下の通り。</p> <p>接道条件；建築物の敷地は、「建築基準法上の道路（幅員4m以上）に2m以上接しなければならない」（第43条）とあり2mは最低水準で、「地方公共団体による基準の強化：地方公共団体が、基本規定では建築物の安全確保等に不十分と判断した場合は、条例で制限を付加することができる」（同）あるため、例えば東京都では、作業上が50m²を超える工場では、500平米未満は4m、500m²から1000m²は6mなど、より長く公道に接しなければならないことがある（東京都建築安全条例第10条の3）。</p> <p>道路内の建築制限；「建築物および建築敷地造成のための擁壁は、道路内にまたは道路に突出して建築・築造してはならない」（第44条）、とあり、この場合、建築物に付属する門や塀も「建築物」であるので、同様の扱いを受ける。</p> <p>構造制限；都市計画法で定められた防火地区、準防火地区では、建築面によっては、耐火建築物、又は準耐火建築物としなければならない（第27、61、67条、施行令第136条）。また、それら以外の地域でも、木造の場合は屋根や外壁などを燃えにくい材料で作らねばならない（第22、23、24条）</p> <p>防火区画；主要構造部を耐火建築物、又は準耐火建築物とした建築物の一部は防火区画を設けなければならない（施行令第108、112、129条）。</p> <p>避難規定；直通階段の位置、それまでの距離、廊下の幅員などの規定がある（施行令第120条他）。</p>

その他；防火のための内装の制限、シックハウス法にもとづく使用建材の制限と換気施設の義務化（第29条、施行令第20、129条の2）、排煙設備（施行令第126、129条の2）・非常用侵入口（施行令第126条の6、7）・非常用エレベーター（第34条、施行令第129条の3）などの規定がある。

労働安全衛生法（第23条）、及びその施行規則（543から549）によりにより、通路の幅、騒音、換気、照明などについて規定しており、また、防火、避難通路・出口について規定している。

消防法では、防火管理者や消火設備・器具、警報装置について定めている（消防法施行令第1から36条）。

その他、規模が大きいいか（2000m²以上）大量にエネルギーを消費する（600万キロワット時以上）場合は省エネルギー法、高齢者および障害者に配慮する場合はハートビル法による、建築物への制限規定がある。

また、電波法の伝搬障害防止区域（電波法第102条）で、31mを超える高層建築物を建てようとする場合は総務大臣に届け出る必要がある（電波法第102条の3）が、バイオマス関係ではその機会はごくまれであろう。

同様に、空港周辺では、飛行機の離発着に支障がある空間範囲（航空法第40条）には建物の建設が禁止されており（航空法第49条、56条の4）、もしその空間にはみ出しておれば除去命令ができる（航空法第49条、56条の4）。滑走路にごく近いか、少し離れていても高層の建築物を建てる場合はチェックが必要だが、バイオマス関係の建物でこれに抵触することはごくまれであろう。

備考	・バイオマスの工場・事務所・流通施設を整備する際、確認申請を出して建築許可を売るために、この建築基準法は絶対クリアしなければならない法。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、

	工业原料化、新材料合成、热化学的变换、生物化学的变换
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画
関連法	都市計画法、消防法、シックハウス法、労働安全衛生法、省エネルギー法、ハートビル法、電波法、航空法、